

川崎町にお住まいのみなさまへ

川崎町特定不妊治療費助成事業のお知らせ

川崎町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの一環として、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部助成を行います。

助成を受けることができる方

※令和3年1月1日以降に終了した治療について申請する場合は、事実婚の夫婦も対象となります。

- 夫婦または夫婦のどちらかが川崎町に1年以上お住まいの方
- 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の承認決定を受けている方
- ご夫婦にかかる町税などに滞納がない方 等

助成内容

- 1回の治療につき10万円まで助成
- 男性不妊治療を行った場合は、追加で10万円まで助成
ただし、支払った治療費から県の助成額を除いた金額が対象となります。
※助成回数の制限あり(県事業に準じる)
※他市町村より助成を受けた場合は対象になりません。

申請方法 以下の書類を添えて川崎町保健福祉課窓口へ提出してください。

- 1 川崎町特定不妊治療費助成事業申請書
→保健福祉課窓口にあります。町ホームページからもダウンロードできます。
- 2 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」承認決定通知書及び受診等証明書の写し
- 3 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」申請書の写し(男性不妊治療を行った場合のみ)
- 4 世帯全員の住民票(3カ月以内に発行されたもの)
※住民票により夫婦であることが確認できない場合は、戸籍謄本を併せて添付。
- 5 婚姻関係を証明できる書類(事実婚の場合：住民票の続柄に夫(未届)、妻(未届)等の記載があり、他に法律上の配偶者がいないことを証明するもの等)
- 6 振込先口座の通帳、印鑑
※県助成金の交付日から6カ月以内に申請してください。



詳しくは下記へお問い合わせください

【申請・お問い合わせ先】

〒989-1501 宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原 23-1
川崎町保健福祉課 0224-84-6009
受付時間 平日 8:30~17:15 (保健師まで)